

民事訴訟手続の デジタル化

全面 施行

令和8年5月21日

令和8年5月21日に民事訴訟法等の一部を改正する法律が全面施行されることにより、民事訴訟手続の全面的なデジタル化が開始されます。



● インターネットを利用した申立て等

- ・訴えの提起、資料の提出などがオンラインで可能に
- ※申立手数料は原則として電子納付
- ・裁判所からの送達もオンラインに

委任を受けた
弁護士等は義務化!

● 事件記録の電子化

- ・当事者等はオンラインで事件記録にアクセスし、閲覧等が可能に

● ウェブ会議等の活用 (R5.3.1以降順次施行済み)

● 法定審理期間訴訟手続の創設



改正の内容については次のホームページをご覧ください。

●「民事訴訟法等の一部を改正する法律について」 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00316.html



法務省民事局参事官室 TEL 03-3580-4111 (代) 法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp>

(R8. 2)